

公立大学法人愛媛県立医療技術大学における公的研究費の不正防止に関する基本方針

平成 27 年 4 月 1 日作成

趣 旨

この基本方針は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定、平成 26 年 2 月 18 日改正)に基づき、公立大学法人愛媛県立医療技術大学(以下「本学」という。)における公的研究費の不正防止に関して必要な方針を定めるものとする。

1. 公的研究費不正防止のための管理運営体制の整備

本学における公的研究費を適正に運営・管理するため、「最高管理責任者」、「統括管理責任者」、「研究倫理教育責任者」及び「研究倫理教育副責任者」を置き、各責任者の役割及び責任の所在を明確化する。

2. 不正防止のための対策

物品購入におけるルールの明確化、旅費や謝金の事実確認、内部監査体制の確立及び不正行為に関する窓口の設置など、不正防止のための環境・体制を整える。

3. 研究者等の意識向上

本学研究者及び事務職員を対象にコンプライアンス教育を実施し、研究者等に不正防止に係る意識啓発を図る。

4. 学内外への情報発信

本学の公的研究費に関する規程等をホームページに掲載し、学内外へ情報発信する。

5. 不正防止計画の点検と見直し

本学実施する内部監査や他大学における不正防止対策等を勘案し、不正を発生させる要因の分析を行い、適切な管理体制の維持に努める。